

平成 24 年 8 月 27 日

各 位

株式会社あおぞら銀行
代表取締役社長 ブライアン F. プリンズ
(コード番号 : 8304)
問合せ先：財務部長 芥川知美
(電話 : 03(3263)1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 8 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 24 年 9 月 27 日開催予定の臨時株主総会ならびに普通株主、第四回優先株主及び第五回優先株主による各種類株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当行は、かねてより公的資金返済を経営の優先課題と位置づけており、本日、今後所定の期間内での公的資金完済に向けた道筋を確かにするとともに、株主の皆様の利益にかなう包括的な資本政策として資本再構成プランを策定いたしました。

本定款変更は、当該資本再構成プランの一部として実施するもので、公的資金に係る分割返済を実施するため、公的資金に係る二種類の優先株式（第四回優先株式及び第五回優先株式）の定款記載の条件を以下のとおり変更するものです。

第四回優先株式は当行の定款に定める甲種優先株式として、第五回優先株式は同丙種優先株式として発行しております。

なお、本定款変更を含む資本再構成プランの全体像につきましては、本日、別途開示しております「あおぞら銀行資本再構成プランならびにあおぞら銀行の目指す姿について」をご参照下さい。

(1) 普通株式を対価とする一斉取得日の延期・取得請求権の行使期間の延長

第四回優先株式及び第五回優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日（いわゆる普通株式への一斉転換日）をそれぞれ平成 34 年 6 月 30 日まで延期するとともに、第四回優先株式および第五回優先株式に付された取得請求権の行使期間（いわゆる転換期間）を平成 34 年 6 月 29 日まで延長します。

(2) 優先配当金の変更

ア) 第五回優先株式に対して、従来の優先配当とは別に、年 204.9 億円（固定）の特別優先配当に係る規定を設けます。この特別優先配当は、その他資本剰余金を配当原資とし、公的資金の分割返済に充当されます。

イ) 第四回優先株式及び第五回優先株式に対する従来の優先配当について、上記アの第五回優先株式に対する毎年の特別優先配当金の支払い（公的資金の分割返済）により、公的資金の要返済額の残高が年々減少するのに合わせて、優先配当金の支払総額が比例的に減少するよう、従来の優先配当金の定めを変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程

臨時株主総会開催日 平成 24 年 9 月 27 日（注）

効力発生予定日 平成 24 年 10 月 2 日

（注）普通株主、第四回優先株主及び第五回優先株主による各種類株主総会も同日に開催します。

4. その他

定款変更の効力は、平成 24 年 9 月 27 日に開催を予定している臨時株主総会にて、本定款一部変更に係る議案に加え、別途お知らせしております資本金の額の減少及び第五回優先株式の一部取得に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに、同日に開催を予定している普通株主、第四回優先株主及び第五回優先株主による各種類株主総会において本定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 10 月 2 日付でその効力が生じるものとなります。

（下線は変更部分を示します。）

現行	変更後
<p>（優先配当金）</p> <p>第 13 条 当銀行は、第 51 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主と称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主と称する。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下優先配当金と称する。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第 14 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p><u>甲種優先株式 1 株につき年 10 円</u></p> <p><u>丙種優先株式 1 株につき年 7 円 44 銭</u></p>	<p>（優先配当金）</p> <p>第 13 条 当銀行は、第 51 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主と称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主と称する。）に先立ち、それぞれ別紙 1 に定める額の金銭（<u>丙種優先株式については、別紙 1 に定める基本優先配当金と特別優先配当金の合計額とし、</u>以下優先配当金と称する。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第 14 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p>

現行	変更後
2～3 (省略)	2～3 (省略)
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当銀行は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ<u>次</u>に定める額の金銭(本定款において優先中間配当金と称する。)を支払う。</p> <p><u>甲種優先株式1株につき5円</u></p> <p><u>丙種優先株式1株につき3円72銭</u></p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当銀行は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ<u>別紙2</u>に定める額の金銭(本定款において優先中間配当金と称する。)を支払う。</p>
<p>(普通株式を対価とする取得請求)</p> <p>第18条 優先株主は、別紙<u>1</u>及び別紙<u>2</u>に定める取得を請求し得べき期間中、別紙<u>1</u>及び別紙<u>2</u>に定める取得の条件で、当銀行が優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求)</p> <p>第18条 優先株主は、別紙<u>3</u>及び別紙<u>4</u>に定める取得を請求し得べき期間中、別紙<u>3</u>及び別紙<u>4</u>に定める取得の条件で、当銀行が優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。</p>
<p>(普通株式を対価とする一斉取得)</p> <p>第19条 当銀行は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日と称する。)をもって取得し、これと引き換えに、当該優先株式の株主に対して、優先株式1株につきそれぞれ次に定める額を別紙 <u>3</u> 及び別紙 <u>4</u> に定める一斉取得価額で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。</p> <p>甲種優先株式1株につき1,000円</p> <p>丙種優先株式1株につき600円</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(普通株式を対価とする一斉取得)</p> <p>第19条 当銀行は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日と称する。)をもって取得し、これと引き換えに、当該優先株式の株主に対して、優先株式1株につきそれぞれ次に定める額を別紙 <u>5</u> 及び別紙 <u>6</u> に定める一斉取得価額で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。</p> <p>甲種優先株式1株につき1,000円</p> <p>丙種優先株式1株につき600円</p> <p>2 (省略)</p>
(新 設)	<p><u>別紙1</u></p> <p>(1) <u>甲種優先株式の優先配当金</u></p> <p><u>甲種優先株式1株あたりの優先配当金</u>は、年あたり以下の算式で定める金額と</p>

現行	変更後
	<p>する。</p> $10 \text{ 円} \times \frac{1}{1} \left[\frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該期末配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額</p> <p>平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額： 定款第 19 条に定める一斉取得日までに丙種優先株主に支払われるべき特別優先配当金の合計額</p> <p>(2) 丙種優先株式の優先配当金 丙種優先株式 1 株あたりの優先配当金は、年あたり以下の算式で定める (イ) と (ロ) の合計金額とする。</p> <p>(イ) 基本優先配当金</p> $\frac{7 \text{ 円}}{44 \text{ 銭}} \times \frac{1}{1} \left[\frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該期末配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額</p> <p>平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額：</p>

現行	変更後
	<p>定款第 19 条に定める一斉取得日までに丙種優先株主に支払われるべき特別優先配当金の合計額</p> <p>(ロ) 特別優先配当金</p> <p>平成 24 年 9 月 28 日以降平成 25 年 3 月 31 日までの間に当銀行が取得した丙種優先株式の取得対価の総額を 2,276 億円から控除した金額を 10 で除した金額 (平成 24 年 9 月 27 日開催の株主総会に上程される「第 5 回優先株式買戻し」を原案どおり実施した場合には 204.9 億円とする) を、当該期末配当の基準日における発行済丙種優先株式の数で除した金額</p>
(新 設)	<p>別紙 2</p> <p>(1) 甲種優先株式の優先中間配当金</p> <p>甲種優先株式 1 株あたりの優先中間配当金は、以下の算式で定める金額とする。</p> $5 \text{ 円} \times \left[\frac{1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}}}{1} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該中間配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額</p> <p>平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額： 定款第 19 条に定める一斉取得日までに丙種優先株主に支払われるべき特別優先配当金の合計額</p>

現行	変更後
	<p>(2) 丙種優先株式の優先中間配当金</p> <p>丙種優先株式1株あたりの優先中間配当金は、以下の算式で定める金額とする。</p> $\frac{3 \text{ 円}}{72 \text{ 銭}} \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right]$ <p>特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該中間配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額</p> <p>平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額： 定款第 19 条に定める一斉取得日までに丙種優先株主に支払われるべき特別優先配当金の合計額</p>
<p>別紙 1 甲種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件</p> <p>(1) 取得を請求し得べき期間 平成 10 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。 <u>ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</u> (以下、省略)</p>	<p>別紙 3 甲種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件</p> <p>(1) 取得を請求し得べき期間 平成 10 年 10 月 1 日から平成 34 年 6 月 29 日までとする。 (以下、省略)</p>
<p>別紙 2 丙種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件</p> <p>(1) 取得を請求し得べき期間 平成 17 年 10 月 3 日(以下「取得開始日」という。)から平成 24 年 10 月 2 日までとする。</p>	<p>別紙 4 丙種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件</p> <p>(1) 取得を請求し得べき期間 平成 17 年 10 月 3 日(以下「取得開始日」という。)から平成 34 年 6 月 29 日までとする。</p>

現行	変更後
<p><u>ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</u></p> <p>(2) 取得の条件</p> <p>丙種優先株主は、下記の取得条件により、当銀行が丙種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、平成 18 年 10 月 3 日から平成23年 10 月 3 日までの毎年 10 月 3 日(以下「修正日」という。)に、下記(a)又は(b)により算出されるその時点の時価(以下「修正後取得価額」という。)に修正される。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(2) 取得の条件</p> <p>丙種優先株主は、下記の取得条件により、当銀行が丙種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、平成 18 年 10 月 3 日から平成33年 10 月 3 日までの毎年 10 月 3 日(以下「修正日」という。)に、下記(a)又は(b)により算出されるその時点の時価(以下「修正後取得価額」という。)に修正される。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>別紙 3 甲種優先株式の一斉取得価額</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当銀行の普通株式が、一斉取得日に先立つ 45 取引日目の時点で、いずれの証券取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、「平成30年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表の純資産の部合計(新株予約権及び少数株主持分を除く。)」から「平成30年 3 月 31 日現在の発行済第四回優先株式の発行価額総額」を控除した額を「平成30年 3 月 31 日現在の発行済普通株式数(自己株式を除く。)」で除した額とする。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>別紙 5 甲種優先株式の一斉取得価額</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当銀行の普通株式が、一斉取得日に先立つ 45 取引日目の時点で、いずれの証券取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、「平成34年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表の純資産の部合計(新株予約権及び少数株主持分を除く。)」から「平成34年 3 月 31 日現在の発行済第四回優先株式の発行価額総額」を控除した額を「平成34年 3 月 31 日現在の発行済普通株式数(自己株式を除く。)」で除した額とする。</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>別紙 4 丙種優先株式の一斉取得価額</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当銀行の普通株式が当該時点でいずれの証</p>	<p>別紙 6 丙種優先株式の一斉取得価額</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当銀行の普通株式が当該時点でいずれの証</p>

現行	変更後
<p>券取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、別紙2「丙種優先株主の取得を請求し得べき期間及び取得の条件」の(2)-(ロ)-(b)に定める算式による1株あたり純資産額とする。</p> <p>(3) <u>前項に定める一斉取得価額</u>が、450円(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、下限一斉取得価額を丙種優先株式の一斉取得価額とし、540円(以下「上限一斉取得価額」という。)を上回るときは、上限一斉取得価額を丙種優先株式の一斉取得価額とする。なお、本優先株式発行以降、普通株式の併合、分割又は無償割当てが行われた場合には、当該併合、分割又は無償割当て前の下限一斉取得価額又は上限一斉取得価額を普通株式1株の併合、分割又は無償割当て後の株数で除した価額を、当該併合、分割又は無償割当て後の下限一斉取得価額又は上限一斉取得価額とする。</p>	<p>券取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、別紙4「丙種優先株主の取得を請求し得べき期間及び取得の条件」の(2)-(ロ)-(b)に定める算式による1株あたり純資産額とする。</p> <p>(3) <u>前2項に定める一斉取得価額</u>が、450円(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、下限一斉取得価額を丙種優先株式の一斉取得価額とし、540円(以下「上限一斉取得価額」という。)を上回るときは、上限一斉取得価額を丙種優先株式の一斉取得価額とする。なお、本優先株式発行以降、普通株式の併合、分割又は無償割当てが行われた場合には、当該併合、分割又は無償割当て前の下限一斉取得価額又は上限一斉取得価額を普通株式1株の併合、分割又は無償割当て後の株数で除した価額を、当該併合、分割又は無償割当て後の下限一斉取得価額又は上限一斉取得価額とする。</p>

以 上